

年度入会届

--	--	--	--	--

会費口数(口)

※事務局記入欄

記入者名() 連絡先(- -) 記入年月日(年(H 年) 月 日)

①貴社名 (印)

②事業内容

③ 代表者・責任者 (フリガナ)
 役職名 氏名 (印)

④会社全体の人事管掌責任者
 役職名 (フリガナ)
 氏名 氏名

所在地 〒(-)

電話番号(- -) FAX番号(- -)

⑤事業所数をお答え下さい。
 (1)大阪府内 (ヶ所) (2)大阪府外 (ヶ所)

⑥下記の中から該当するもの一つ選択して頂き、()に○印をご記入して下さい。(1)～(3)を選択した場合、資本金・契約高・保険料等を百万円単位でご記入下さい。

(1)株式会社(資本金)() (2)生命保険相互会社(保有契約高)() (3)損害保険相互会社(総保険料)()

 百万円 ※会費は一口 13,000円です。

(4)公社・公団() (5)学校・医療・社会福祉・公益・一般財団・公益・一般社団法人等() (6)個人() (7)団体()

⑦会費の請求先窓口ご担当者をご記入下さい。
 役職名 (フリガナ)
 氏名 氏名

所在地 〒(-)

電話番号(- -) FAX番号(- -)

⑧在阪のC-STEP窓口ご担当者をご記入下さい。
 役職名 (フリガナ)
 氏名 氏名

所在地 〒(-)

電話番号(- -) FAX番号(- -)

Eメールアドレス()

会 費 規 程

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター定款第7条による会費の納入は、次の基準によるものとする。

- (1) 大阪府及び大阪市が納入する会費は、補助金により充当するものとする。
- (2) 大阪府市長会(大阪市を除く)、大阪府町村長会 年額240万円
但し、大阪府市長会及び大阪府町村長会が納入する会費は、別表に定める分担額により各市町村から直接納入するものとする。
- (3) 団体 年額12万円以上
- (4) 口数による会費は、年額1口13,000円と定める。
 - ① 資本金別によるもの
(年度当初の資本金) (会費口数)

1億円未満	1 口以上
1億円～ 10億円未満	2 口以上
10億円～ 50億円未満	3 口以上
50億円～100億円未満	5 口以上
100億円以上	10 口以上
 - ② 生命保険相互会社
(年度当初の保有契約高) (会費口数)

5兆円未満	1 口以上
5兆円～20兆円未満	2 口以上
20兆円～35兆円未満	3 口以上
35兆円～50兆円未満	5 口以上
50兆円以上	10 口以上
 - ③ 損害保険相互会社
(年度当初の総保険料) (会費口数)

500億円未満	1 口以上
500億円～1,000億円未満	2 口以上
1,000億円～2,000億円未満	3 口以上
2,000億円～3,000億円未満	5 口以上
3,000億円以上	10 口以上
 - ④ 公社、公団等 1 口～10 口以上
 - ⑤ 学校、医療法人等 1 口以上
 - ⑥ 個人 1 口以上
- (5) この基準によりがたい場合は、理事会の議決を得て別に定める。
- (6) 会費の納期は、毎年7月末までとする。但し、新たに会員となったものはこの限りではない。

附 則

- (1) この規程は、1981年8月12日から施行する。
- (2) 設立時における会費の納期は、(6)にかかわらず1981年9月15日までとする。
- (3) この規程は、1992年4月1日から施行する。
- (4) この規程は、2002年4月1日から施行する。

会費規程細則

一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター会費規程細則は以下のとおりとする。

- (1) 入会とは、本法人の設立趣意書、定款、会費規程に賛同し、理事会で承認されなければならない。
- (2) 法人にあっては法人入会とする。但し、理事会で承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 年度の上半期に入会したものは会費を全額、下半期に入会したものは会費を半額とする。

附 則

- (1) この規定は、2004年4月27日から施行する。